

# 高齢者外出支援タクシー利用券の申請について

## 1. 事業の目的

移動手段の確保が困難な高齢者に対し、タクシー利用券を交付することで、通院や地域活動等への外出を支援し、社会的孤立の防止及び生活の質の向上を図るものです。

## 2. 交付の要件

### ●対象者

町内に住所を有し、在宅で生活する70歳以上の方で、運転免許を保有していない又は運転免許を保有しているが自家用車を保有していない方

### ●交付要件

①同居等の親族\*がいない方

②同居等の親族はいるが外出支援を受けられない方

※同居等の親族とは

同一の家屋又は同一の敷地もしくは隣接敷地に居住する配偶者、子、子の配偶者、孫又は孫の配偶者とします。

※同居等の親族が複数いる人は、全員が②に該当する場合に対象となります。

## 3. タクシー利用券の内容

①タクシー利用券とは

タクシーを利用するときに、1枚500円相当額の支払いに代えることができる券です。

②交付枚数（注意：交付は年度内1回のみ）

タクシー利用券の年度交付枚数は、右の表のとおり申請月によって変わります。

※令和8年度は7月からの事業開始です。

※タクシー利用券は世帯単位で交付（郵送）します。

※紛失、汚損、破損等しても再発行はしません。

※有効期限を過ぎたタクシー利用券は利用できません。

申請月	交付枚数	申請月	交付枚数
4月	72枚	10月	36枚
5月	66枚	11月	30枚
6月	60枚	12月	24枚
7月	54枚	1月	18枚
8月	48枚	2月	12枚
9月	42枚	3月	6枚

## 4. タクシー利用券の使い方

①1回の使用枚数

タクシー乗車1回につき使用できる利用券の枚数は10枚（5,000円）までです。

## ②使用するときのルール

- ・町が交付する「タクシー利用券対象者証」を運転手に提示し、利用券を手渡してください。
- ・使用するとき利用券の綴りから切り取ってください。
- ・タクシー利用券の交換、売買等はしないでください。
- ・タクシー利用券は500円以上の料金から使えます。不足分については現金で支払ってください。タクシー利用券でのお釣りはできません。
- ・交付を受けた本人（タクシー利用券対象者証を持っている方）のみ使用できますが、本人以外の乗車も可能です。

## ③使用できるタクシー事業者

タクシー利用券を使用できるのは、町が指定する以下の事業者のみです。

事業者名	電話番号
(有) 下段モータース	0133-23-2630
山内建材工業（株）	0133-23-0397
(有) 平電気商会	0133-26-2311
コロ・カムイ	090-8025-9812

## 5. 申請方法

窓口にて身分証明書（マイナンバーカード、資格確認書など）を提示した上で、高齢者外出支援タクシー利用券交付申請書を高齢者支援係の窓口（総合保健福祉センターゆとり4番窓口）又は西当別支所に提出してください。なお、これから70歳になる人は、誕生日以後に申請してください。

申請書は、総合保健福祉センター窓口、西当別支所に設置のほか、町ホームページからダウンロードできます。

代理人が申請される場合は、申請者と代理人双方の身分証明書を持参の上、申請書と委任状を提出してください。

## 6. 問い合わせ先

当別町福祉部介護課高齢者支援係

〒061-0234 石狩郡当別町西町3番地2

電話：0133-27-5131

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

午前8時45分から午後17時15分まで